

- 日本救急医学会非会員向け ICLS ログインパスワード再発行手続き
- 認定インストラクターおよび認定コースディレクター（全資格取得者）への認定証郵送の有料化について

- 全資格取得者への認定証発行について

- 全資格取得者の更新期限について

平成 25 年 3 月 31 日まで日本救急医学会非会員向け ICLS ログインパスワード再発行および認定インストラクターおよび認定コースディレクター（全資格取得者）への認定証郵送は、平成 25 年 3 月 31 日まで日本救急医学会が全費用負担し、会員様は無料でした。しかしながら、平成 25 年 4 月 1 日より、会員様ご自身の紛失等により、再発行が必要となる事象につきましては、自己負担していただくこととなりました。具体的な有料対象項目は以下の通りとなります。

有料対象項目

1. ICLS ログインパスワード再発行（日本救急医学会非会員のみ）
2. インストラクター認定証（郵送を希望された場合のみ）
3. ディレクター認定証（郵送を希望された場合のみ）

有料対応開始日時 平成 25 年 4 月 1 日 10 : 00～

ご理解のもと、会員の皆様のご協力、お力添えのほど、よろしくお願い申し上げます。
各手続き方法につきましては以下の通りでございます。

1. パスワード再発行の手続き

日本救急医学会非入会の会員は、平成 25 年 4 月 1 日から ICLS ログインパスワードの再発行は**有料**となります。

<再発行手続き方法>

- 1) ICLS ホームページ上の「log in」よりログイン画面へ進む
 - 2) 「パスワードを忘れた方」をクリックし、パスワード再発行申請書をダウンロード
 - 3) 必要事項を記入し、再発行手数料(ICLS 運用部からの郵送代込)320 円分の切手とともに ICLS 運用部（住所は後述）へ送付
 - 4) ICLS 運用部にて、申請内容の確認後、再発行作業を行う(1～2 週間程度でお手元へ)
- ※日本救急医学会会員の方は、従来通り、日本救急医学会へ再発行依頼を行なってください。
※日本救急医学会を退会され、ICLS ログインパスワードが必要になった方は、再発行申請が必要となり、**有料**です。ご了承ください。

2. インストラクター、コースディレクター認定証について

平成 25 年 4 月 1 日からご自分で ICLS ホームページ上からダウンロード(会員専用ページへログインし、ダウンロード可能)していただきます。無料です。認定を受けたインストラクター・コースディレクター全ての方が取得可能です。

ご自分でダウンロードせずに郵送を希望される場合に限り、有料です。

該当外の無料郵送対象者：

- 1) 平成 25 年 3 月 12 日～平成 25 年 3 月 31 日までにインストラクター、または、コースディレクターに認定された方。
- 2) 指導者養成ワークショップ認定ディレクター。

<Web からのダウンロード方法>

- 1) ICLS ホームページ上の「log in」よりログイン画面へ進む
- 2) メインメニュー「個人情報変更」内の「認定証発行方法」が「Web」になっていること確認
- 3) メインメニューに戻り、「インストラクター（ディレクター）認定証発行」をクリック
- 4) 画面の説明を確認し、資格認定証をダウンロード

<郵送での送付>

- 1) ICLS ホームページ上の「log in」よりログイン画面へ進む
- 2) メインメニュー「個人情報変更」内の「認定証発行方法」が「郵送」になっていること確認
- 3) メインメニューに戻り、「インストラクター（ディレクター）認定証発行」をクリック
- 4) 画面の説明を確認し、**認定証郵送依頼書**をダウンロード
- 5) 4) の必要事項を記入し、**発行手数料(ICLS 運用部からの郵送代込)580 円分の切手**とともに ICLS 運用部（住所は後述）へ送付
- 6) ICLS 運用部にて、申請内容の確認後発行作業を行う
(月 1 回の発送を予定しており、毎月中旬に発送予定)

※改姓された場合は、会員専用ページの「個人情報変更」の氏名を変更していただくことにより変更された認定証の取得が可能となります。

※認定証には、**認定期間が表示されております**。認定日は、会員専用ページの「個人情報変更」に登録されている認定日を表示しております。従来の認定証は、当月 12 日～翌月 11 日認定された方を、翌月 1 日として認定証の発行をしておりましたが、今後は認定日での発行が可能となります。

初回認定期間につきましては、平成 25 年 4 月 1 日から 2 回目の更新日まで、2 回目の更新以降は更新日から次回の更新日までとなっておりますのでご注意ください。

例：平成 24 年 1 月 5 日認定

従来の認定証の認定日→平成 24 年 1 月 1 日

今後の認定証の認定日→[初回認定期間]平成 25 年 4 月 1 日～平成 28 年 1 月 4 日

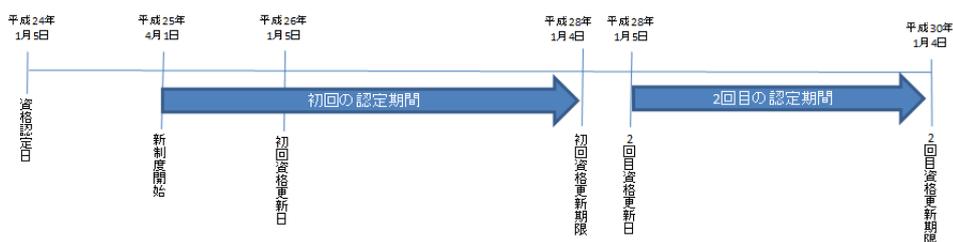
※平成 25 年 4 月 1 日より新制度開始のため、認定証の期限表示は平成 25 年 4 月 1 日としております。2 回目の更新を行うために更新要件を、平成 25 年 4 月 1 日から本来の初回認定期間となる平成 26 年 1 月 5 日～平成 28 年 1 月 4 日の約 2 年 8 ヶ月の間に満たして頂くこととなります。(下記図参照)

[2 回目の認定期間]平成 28 年 1 月 5 日～平成 30 年 1 月 4 日

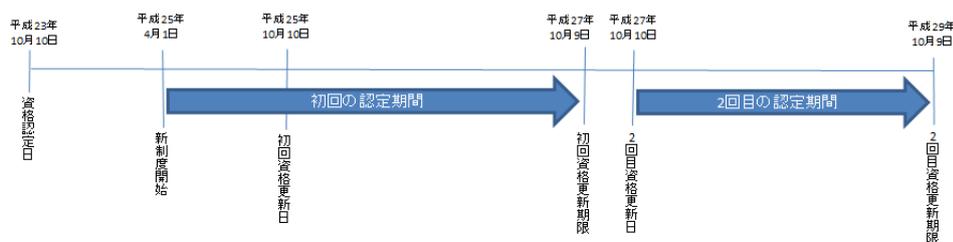
[3 回目の認定期間]平成 30 年 1 月 5 日～平成 32 年 1 月 4 日

新制度開始前に認定された方

例: 平成24年1月5日に認定された方

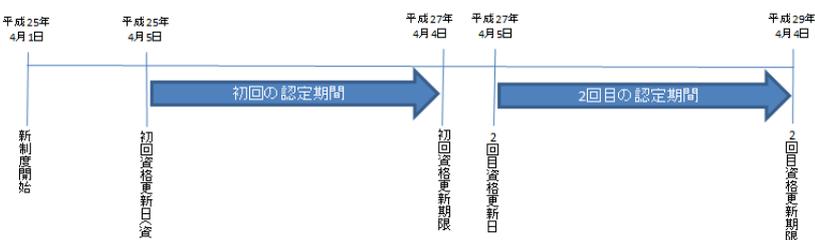


例: 平成23年10月10日に認定された方



新制度開始以降に認定された方

例: 平成25年4月5日に認定された方



なお、各々の更新期限の 6 か月前及び 2 ヶ月前に規定の回数の指導・コース開催が行われていない場合、登録されている個人のメールアドレスに、更新期限のお知らせを通知するメールを送信致します。メールアドレスを変更され登録変更がない場合や ICLS からのメールが迷惑メールに自動に入ってしまう場合もございますので、設定環境のご確認をお願い致します。受信設定をされていない方は通知できない可能性がありますのでご注意ください。

【パスワード再発行依頼、資格認定証郵送依頼の送付先】

〒105-0014 東京都港区芝 3-3-10 タツノ第3ビル4階
京葉コンピューターサービス株式会社内 ICLS 運用部

【Q&A】

Q.最初（平成 25 年 4 月）は自動的に更新されるのですか？

A.その通りです。次回の更新日は、インストラクター認定日によるため個々によって異なります。

Q.次の更新日がいつかは、どうやって確認したらいいですか？

A.4月1日10時以降にダウンロード可能となる認定証及び会員専用ページの「個人情報変更」資格有効期限を御参照ください。

Q.更新に際して何か自分で申請が必要ですか？

A.ホームページ記載の通りの更新条件を満たしていれば自動的に更新されますので申請は必要ありません

Q.更新したら以前のように認定証が送付されるのですか？

A.送付はされず、御自身でのダウンロードとなります。認定証を送付ご希望の方は有料となりますので上記を御参照ください。

その他のQ&Aは、4月1日10時に更新されるホームページにFAQとしてアップする予定です。

【個人情報の取り扱いについて】

本申請書にてお送り頂いた個人情報は、本来の目的であるパスワードの再発行業務、認定証発行業務にのみに使用します。本申請書にてお送り頂いた個人情報を、本来の目的以外のことで第三者へ提供することはいたしません。

【お問い合わせ先】

ICLS 運用部 icls-info@icls-web.com